

関係条例を無視する市長の非違行為にかかる青森市立総合病院利用者の要配慮個人情報等の保護に関する陳情

趣旨

青垣市立総合病院(以下「総合病院」という。)は①医療保護入院の事務②診療録の事務(変更)に際し2. 総合病院利用者(以下「利用者」という。)の保有個人情報に2.2. 青垣市個人情報保護条例(以下「保護条例」という。)第6条第2項24収集が禁止されている。要配慮個人情報(保護条例第2条4号)とはじめ種々な個人情報を収集するとし2. 保護条例第7条第1項によ3. 保有個人情報取扱事務届出書(以下「届出書」という。)の届出に2.2. H.29.5.26. ②H.2.2.15年8.24付け25行った。

市長は、保護事例が事実と異なるとつき、個人情報保護運営審議会(以下審議会)と
いう)に報告事項として報告、①の正容保護入院について、H29.6.23 ②の診療録について
同年8.24付けで審議会と商榷した。

前項のとおり審判官では、以下のとおり、関係条例と重複した(6条)の議事運営が行われた。
 医療介護入院では、要配慮個人情報情報の収集にかかる法令等、定めがないものにあるとして、
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条及び、ほか、保護条例第6条第2項の下の管
 理に係る法令等にあるとして、虚偽の報告が行われている。(備考欄の(1))

根拠は同法律では厚生労働省令に個人情報等正令の委ねであり、同法律施行規則
第3条の4では要配慮個人情報収集にかぎるものではありません。

市長は、この事実を隠蔽し、指摘を指導の総合病院に対し行うべき。本案は、審議会の意見を踏まえ、審議会に諮問、答申を行い諮問事項とし議事運営を行うべきではあるものの、敢て保護手続が7年4項にもとづく説明事項とし、偽りの議事運営を行った結果、要配慮者同士の尊敬にかかわる審議は、一切行われまいと判断している（H29.6.23 審議会議事録公開資料）。

また、診療録に付したは、法の取扱として、法令は、届出書には記載2012です。
要配慮個人情報収集に於ける法令が、は、列しない。上記同様、証明事項として、議事運営を
行ったことは、入会者の事務において、審議会第21条2条および保護第21条6条2次
を重視した市長の非違行為の看過出来るものではないとせん。(いすけ 憲夫)

確かに診療録の審議会は要配慮他人の資料収集にかかる質疑が行われ、病院
 側の精神疾患に対しては、どうい団体には属しているか否かを強く可能性があり、適切な精度の
 高い精神科医の診断を行うためには必要であると考えているとの返答が別表に精神科医の
 精度の高い診断にある。どうい団体には属しているか(いわゆる思想調査)が診断に影響するの
 かと今後の質疑および、説明事項の返答の中、中金半高なる結果が事実上、認められた。

当然、審議会に意見聴取の機会が与えられる事(要配慮国に適用)は、審議会事件の第2年28の7で審議会の
調査審議、審中取次とあるに反比例して、審問、審中と見や、透明事次として審議会の裁事運営
が行われるには、重大な瑕疵のある事案と(2)悪意があり、更に審議会事件の第2年違反です。

その上、個人情報取扱正収集手段においては、保護手続又は条項(収集の制限)を遵守すべきにはならず、上記の行為は、違法かつ公正な取扱いを致せず、(1)為何の各人、(2)個人情報取扱が必要かの理由が明らかとなつていない。その上、収集が多数の個人情報取扱と同一の必要範囲内の収集に新接触(2)のIS、9、保護手続又は条項違反である。

上記の各人が、総合病院に、検分にもつて適正に交付されており、市長と12選正指導者の交付等、市会
の年々、非違行為により、判断が要個人情報等、多量に個人情報が収集され、又年々、状況と、2259
深刻な人権侵害を生じ、相次ぐ状況、未だ、延滞している。

公平、公正の観点から、審議が、早急に適切に対応に改善の措置を講ずるよう、市長に要請するよう
陳情いたします。

上記のとおり陳情いたします。

昭和7年11月27日

青坊市議公議長

山崎 勝殿

